

## 利息・遅延損害金の計算方法について

### ◇利息の計算方法について

- ・利息は、毎月1日から月末日までの間、毎日最終借入残高（前日24時時点）に対し、契約内容に定めた借入利率により計算するものとします。但し、借入日当日に全額返済された場合、利息は発生しません。
- ・あんしん10万円をご契約中のお客さまが本商品の申込を行った場合、本商品の契約と同時にあんしん10万円は解約となり、本商品の契約日から本商品の借入利率が適用されます。
- ・利息計算期間はうるう年を含むすべての年において365日を基準とします。
- ・積数（毎日の最終残高に対して借入利率を掛け、その結果を365日で割って日割りの利息を求め、この日割り利息を毎日積み上げていく計算）を用いて計算します。

### ◇遅延損害金の計算方法について

- ・遅延損害金の割合は年14.0%とします。
- ・約定返済の延滞の場合、遅延損害金の計算については、前日24時時点の延滞元金で、約定返済日の翌日から延滞解消日まで計算するものとする。
- ・契約更新をされなかった、もしくは契約更新不可であった場合、契約期間満了日（返済期限日）の翌日を一括返済日とし、遅延損害金は一括返済日の翌日から返済日まで、当社所定の方法で計算するものとする。
- ・期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失日を一括返済日とし、遅延損害金はその翌日から返済日まで、当社所定の方法で計算するものとする。
- ・遅延損害金計算期間はうるう年を含むすべての年において365日を基準とします。
- ・積数（毎日の最終残高に対して遅延損害金割合14%を掛け、その結果を365日で割って日割りの遅延損害金を求め、この日割り遅延損害金を毎日積み上げていく計算）を用いて計算します。